

## 大阪府立大学教員の任期に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 82

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 231

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成 9 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 5 条第 2 項及び公立大学法人大阪教職員就業規則第 4 条第 3 項並びに大阪府立大学非常勤教職員等就業規則第 3 条第 6 項の規定に基づき、大阪府立大学の教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

### (教員組織、教育研究組織等及び補職等)

第 2 条 法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により任期を定めて公立大学法人大阪教職員就業規則に基づき雇用され大阪府立大学で勤務する教員に係る教員組織及び教育研究組織等の名称、対象となる職、任期及び再任の可否については、別表 1 のとおりとする。

2 法第 4 条第 1 項第 3 号の規定により任期を定めて大阪府立大学非常勤教職員就業規則に基づき雇用する教員に係るプロジェクト等の名称、教育研究組織等の名称、対象となる職種、任期及び再任の可否については、別表 2 のとおりとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、任期を定めて雇用する教員に、過去に法人との間で締結された有期労働契約の契約期間(労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条第 2 項及び法第 7 条第 2 項に規定する期間を除く。)があった場合、当該教員の任期は、その契約期間を含め、通算して 10 年を超えることはできないものとする。

### (任命される者の同意)

第 3 条 任期を定めて教員を雇用する場合には、同意書(別記様式)により、当該雇用される者の同意を得るものとする。

### (任期の延長)

第 4 条 第 2 条第 1 項にて任期を定めて雇用する教員が、別表 1 に定める任期の期間内において、次の各号の一に掲げる休業等をした場合の任期は、別表 1 に定める任期の期間に、別表 3 右欄に掲げる年数を加えた期間に延長することができる。ただし、当該教員が任期の延長を希望しない場合、並びに法第 4 条第 1 項第 3 号の規定により任期を定めて雇用する教員が従事するプロジェクトが終了する場合はこの限りでない。

(1) 育児休業(公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児・介護休業等規程」という。)第 4 条に規定するものをいう。)

(2) 介護休業(育児・介護休業等規程第 11 条に規定するものをいう。)

(3) 産前産後休暇(公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第 27 条第 1 項に規定する特別休暇のうち、同項の第 12 号及び第 13 号に定める事由によるものをいう。)

2 前項の規定による延長後の任期は、第2条第3項の期間を超えることはできないものとする。

(公表)

第5条 法人は、この規程を定め、又は改正したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(再任の可否の特例)

2 合併前の公立大学法人大阪府立大学に雇用された者の再任の可否については、当該雇用開始時点の公立大学法人大阪府立大学教員の任期に関する規程の定めの特例による。

附 則 (令和3.8.31 規程 231)

1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

2 この規程による改正後の大阪府立大学教員の任期に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の日を契約期間の初日とする有期労働契約から適用する。

別表1 (第2条第1項関係)

教員組織の名称		教育研究組織等の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
学系群	学系及び部門	担当学域及び研究科等				
第1	人文科学系 現代システム科学系	現代システム科学域 人間社会システム科学研究科	講師	5年	再任を妨げない。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は、3年とする。	法第4条第1項第1号
第2	社会科学系	研究推進機構 大学院経済学研究科	教授(年俸制)	5年	否	法第4条第1項第1号
第1 第2 第3 第4 第5	現代システム科学系 社会科学系 機械系 航空宇宙海洋系 電子数物系 電気情報系	現代システム科学域 工学域 生命環境科学域 大学院工学研究科	助教	5年	再任を妨げない。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は、3年とする。	法第4条第1項第1号

	物質化学系 量子放射線系 応用生命系 緑地環境系 獣医系 物理系 数学系 分子系 生物系	大学院生命環境科学研究所 大学院理学系研究科 大学院経済学研究科 改正前の大阪府立大学学則第2条第1項に規定する工学部 生命環境科学部 理学部 経済学部				
第6 第7	看護系 総合リハビリテーション系	地域保健学域 大学院看護学研究科 大学院総合リハビリテーション学研究科	助教	5年	再任を妨げない。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は、3年とする。	法第4条第1項第1号

別表2(第2条第2項関係)

プロジェクト等の名称	教育研究組織等の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
システム発想型物質科学リーダー養成学位プログラム	左記プログラムを実施する大学院	プロジェクト教員	1年	再任を妨げない。再任の場合の任期は1年とし、業務運営上必要がある場合は、更新することができる。	法第4条第1項第3号
上記以外の教育研究プロジェクト等	全部局	大阪府立大学非常勤教職員等就業規則に基づき雇用する教員	1年	再任を妨げない。再任の場合の任期は1年とし、業務運営上必要がある場合は、更新することができる。	法第4条第1項第3号

別表3(第4条第1項関係)

休業等期間	年数
3月以上9月未満存するとき	0.5年
9月以上1年3月未満存するとき	1年
1年3月以上1年9月未満存するとき	1.5年

1年9月以上2年3月未満存するとき	2年
2年3月以上2年9月未満存するとき	2.5年
2年9月以上存するとき	3年